

平成20年1月10日宣告

平成19年・第409号

強盗未遂，強盗致死被告事件

判 決

主 文

被告人を無期懲役に処する。

未決勾留日数中120日をもその刑に算入する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は，A，B及びCと共謀の上，Cをおとりにいわゆるツーショットダイヤルを使って呼び出した男性から金品を強取しようと企て，

第1 平成19年1月21日午前2時5分ころ，北九州市a区b町c番d号付近路上において，普通乗用自動車を運転していたD（当時28歳）に対し，その運転車両の直前に，Bが運転し，A及び被告人らが同乗していた普通乗用自動車を急停車させて，上記Dの運転車両を急停車させた上，所携の特殊警棒（平成19年小倉領第873号符号第125号）で同車両の窓ガラス等を強打して叩き割るなどの暴行を加え，Dの反抗を抑圧して金品を強取しようとしたが，Dが逃走したことから，その目的を遂げなかった

第2 同月28日午前1時40分ころ，a区e町f番g号付近路上において，E（当時30歳）に対し，その顔面等を所携の上記特殊警棒で殴打し，その頸部を腕で締め付けながら，その脚部等を同警棒で殴打し，さらに，その顔面，側腹部等を足蹴にするなどし，上記Eが被告人らから逃れようとするや，上記警棒及び金属バット（平成19年小倉領第873号符号第147号）を把持し，怒声を上げながら上記Eを追跡するなどの暴行，脅迫を加え，Eの反抗を抑圧して金品を強取しようとしたが，Eが逃走したことから，その目的を遂げず，その際，上記暴行，脅迫により，Eをして同所先海中に転落させ，よって，そのこ

る，同所付近において，Eを溺死させて死亡させたものである。

(法令の適用)

罰	条
判示第1の所為	刑法60条，243条，236条1項
判示第2の所為	刑法60条，240条後段
刑種の選択(第2)	無期懲役刑を選択
併合罪の処理	刑法45条前段，46条2項本文
未決勾留日数の算入	刑法21条
訴訟費用の不負担	刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は，いずれも未成年であった被告人を含む3名が，15歳の少女と共謀の上，その少女をおとりとして援助交際をしようとして誘い出した男性から金銭を強取する，いわゆる援交狩りを企て，被害者が運転する車両を停止させ窓ガラスを割るなどの暴行を加えたが，被害者が逃げたため金員を強取できなかった強盗未遂1件(第1の犯行)，及び，その一週間後に，計画どおり誘い出した被害者に対し，こもこも暴行，脅迫を加え，逃げ出した被害者を追い詰めて海に転落させて溺死させた強盗致死1件(第2の犯行)の事案である。

本件各犯行に至る経緯や動機についてみるに，被告人は，仕事もせず，遊興に興じて金銭に事欠く生活を送っていたところ，同様に経済的に逼迫していた遊び仲間の共犯者Aから金を稼ぐために援交狩りをする計画を持ちかけられ，遊び金欲しさに，これに応じて犯行に加わったものであって，手っ取り早く金が入手できるのであれば強盗も厭わないという安易で，粗暴，利欲的かつ身勝手な動機に酌量の余地は全くない。

被告人らは，援助交際をしようという男性ならば金銭が奪われたりしても後ろめたさもあって捜査機関に届け出ることはないと思い，援助交際のためにまとまった

金額を所持する男性に狙いをつけ、Aの交際相手であるCを犯行場所に被害者をおびき出すおとり役とし、Bが移動のための犯行使用車両を準備し、被害者に暴行、脅迫を加えるために、Aが特殊警棒を、被告人が金属バットを準備し（この点に関し、威嚇目的だけであったとする被告人の公判供述は信用できない。）、犯行場所について、被告人らが住む山口県下関市から近いものの隣県であるため犯行が発覚しにくく、かつ、以前Aが援交狩りをしたことのある北九州市のh地区にすることを打ち合せ、犯行予定場所を下見し、人気のない犯行の容易な場所を見つけた上、Cに対しては、犯行場所にうまく誘い出すよう事細かに指示を出すなどして強盗を企図したものであり、狡猾かつ周到な計画的犯行である。

第1の犯行についてみるに、被告人らは、ツーショットダイヤルを用いて援交狩りの相手を物色し、被害者Dを呼び出すことに成功すると、CをしてDに接触させ、Cと連絡を密に取りながら、Dをh地区に誘き出し、B運転車両で同地区まで赴き、DとCが乗車する車両を見つけ、車で近付きその様子を窺ったところ、不審に思ったDが車両を発進させ逃げようとしたことから追跡し、被害者車両の直前にB運転車両を切り込み急停車させて進路を塞ぎ、AとBが車両から降りて、Aが特殊警棒で被害者車両後部座席の窓ガラスを叩き割るなどしたものであって、一步間違えば衝突事故を起こしてDに重傷を負わせる危険性もあった犯行であり、凶暴で危険な態様である。

被告人らは、Dが逃走した後も、被害者車両に同乗していたCを通じて、援助交際の対価の支払を持ちかけてあくまでも現金を得ようとし、それが失敗に終わった後も、被害者車両のナンバーをもとにDを探し出して金品を得ようとしたものであって、その金銭獲得の意思は極めて強く、犯行後の行動も劣悪である。

Dは、被告人らによって突然急停車させられた上、特殊警棒で車両ごと襲いかかれて、窓ガラスを割られ、修理代として約12万5000円を要する被害に遭わされたのであって、理由も分からず襲われた恐怖感の大きさは想像に難くなく、後に、狡猾で卑怯な罠にはめられそうになったことも分かって立腹し、被告人らに対

する嚴重処罰を希望しているのも当然である。しかるに、被告人らからは被害弁償や慰謝の措置は一切されていない。

被告人は、第1の犯行において、犯行への参加をすぐさま表明して、自ら金属バットを準備し、犯行の際には、犯行使用車両内に止まって、積極的に追跡や逃走を容易にするという役割を果たしており、他の共犯者と同様の責めを免れない。

第2の犯行についてみるに、被告人らは、第1の犯行を敢行したものの金銭を獲得できず、相変わらず遊興費に窮したことから、再度援交狩りを企て、第1の犯行からわずか1週間後に犯行を敢行したものである。

被告人らは、前回同様、犯行に使用する車両を調達し、前回使用した特殊警棒及び金属バットを準備した上、ツーショットダイヤルを用いて、確実に現金を持参させるために援助交際の対価を交渉しながら援交狩りの相手を8人くらい物色し、遂に被害者Eを門司港駅付近に呼び出すことに成功し、Cと落ち合うまでに時間がかかると分かると、その間を利用して、成功はしなかったものの他の男性を相手に援交狩りをして金員を得ようとした。その後、CがEと落ち合い、Eをhの倉庫付近の岸壁へと誘導し、Eが岸壁付近のベンチに座ったところで、被告人らは再度犯行の手順を確認した上、当初の謀議どおり、特殊警棒を持ったAを先頭に、金属バットを持った被告人、Bの3名が、Eに近づいた。Aが「誰の女に手出しよるか。」と怒号しながら、いきなり所携の特殊警棒でEの顔面を数回殴打し、Eが逃走すると3名で追跡し、追いついたBがEの背後からその頸部を腕で締め付け、Aが「どう落とし前つけるんか。」などと脅しながら、特殊警棒で脚部等を多数回殴打し、被告人が「お前何逃げよんか。」などと言いながら、金属バットで路面を殴打して威嚇し、Eが土下座して謝っているにもかかわらず、さらに、被告人やBにおいて、Eの顔面や側腹部等を足蹴にするなどした。隙を見てEが再び逃走して岸壁の方へ向かうと、被告人が先頭になって3名で怒声を上げながら追跡し、Eを岸壁近くの行き止まりとなったフェンス方向まで追い詰めたことから、逃げ場を失ったEは海にそのまま転落した。このように被告人らの金銭獲得の意思は極めて強固であり、

暴行脅迫の態様は凶暴かつ執拗で、Eが命からがら逃げ出したのは当然であり、岸壁近くまで追跡され逃げ切れず海に転落してしまうことも十分予想される事態であった。

被告人らは、Eが衣服を着たまま厳冬の海中へ転落したのを目撃しながら、現場は岸壁から水面まで約3メートルの高さがあり、付近の水深もかなりの深さがあったことから、早急に救助しなければ死亡する危険性が高かったにもかかわらず、Eが溺れているのに嘲るなどし、Aにおいてタイヤを投げる行為を行ったにとどまり、119番通報をするなどの実効的な救助行為を行わず、自らが捕まらないことを優先してその場から離れ、被害者車両に付着した指紋をふき取り、その後Cに口止めをし、被告人らで口裏合わせを行うなどの罪証隠滅工作を行っており、まさにEを見殺しにした上、さらに刑責の隠蔽まで図ったのであって、事後の情状も極めて悪い。被告人においては、AとBが助けようと服を脱ごうとするのを止めるなどしており、自らEを追い込んで海に転落させておきながら、救助の意思を何ら有しておらず、人命の尊さに対する配慮が全く欠けている。

Eは、被告人らによる犯行の結果、海へ転落して溺死し、2週間以上も海中に浮遊していたことから遺体の損傷や腐食が激しく、頭部が白骨化するなど見るも無惨な姿になって発見されたものである。その結果が重大で痛ましいものであることはもとより、突然男性3名から襲われて、理不尽で激しい暴行を受け、路上で土下座までさせられるなど多大な恐怖や苦痛、屈辱を味わい、命からがら逃げようとするも、それもかなわず酷寒の海で溺れ死んだものであり、同居を間近にしていた妻や最愛の子をはじめとする親族を残して、子供の成長をみることなく、わずか30歳の若さでその生命を絶たれた無念さ、心残りのほどは察するに余りある。これに加え、Eが行方不明中に妻や親族が感じた不安感やEが死亡したと判明したことにより被った打撃や落胆のほどは甚大であって、Eの妻や親族の処罰感情が峻烈であり、被告人に対し法律が許す最大限の重い刑罰を望んでいるのも当然である。しかるに、被告人らから何ら慰謝の措置はなされていない。

また、被告人らにより北九州市の有数の観光名所であるh地区において1週間の間に立て続けに2回も、少年らによって本件のごとき凶悪かつ残忍な犯行が敢行されたことによって、社会に与えた衝撃や不安は極めて大きいものがある。

以上によれば、第2の犯行における被告人の刑事責任は極めて重大である。

他方、第1及び第2の各犯行のいずれも金員を奪取することはできなかったこと、本件各犯行を発案し主導したのはAであること、被告人は本件各犯行を認めて、事件について詳細に供述しており、反省していること、未成年であり、知的能力の点ではやや劣っていること、実父が社会復帰後の指導監督を約していることなど被告人のために酌むべき事情も認められるが、やはり、被告人の犯した犯罪の重大性や凶器を用いるなどの態様の悪質性、犯行の計画性、金銭獲得意思の強固さ、年長少年であり、中学校を卒業してすぐ就労するなど職業生活を営んでいた期間も長く社会性を身に付ける機会もあったこと、非行が多数みられ、本件各犯行当時保護観察中の身であったことなどからすると、上記のような被告人に有利に酌むべき事情を最大限考慮したとしても酌量減輕した上、懲役10年を長期とする不定期刑に処するのは相当ではなく、無期懲役刑に処するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 無期懲役)

平成20年1月10日

福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部

裁判長裁判官 重 富 朗

裁判官 森 岡 孝 介

裁判官 中 直 也